

1 議 事 日 程（第 1 日）

（令和元年第 3 回有田川町議会定例会）

令和元年 9 月 3 日
午前 9 時 3 0 分開会
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第 5 報告第 17 号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度有田川町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 報告第 18 号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正
予算（第 1 号）
- 日程第 7 報告第 19 号 平成 3 0 年度有田川町財政健全化判断比率等について
- 日程第 8 議案第 52 号 令和元年度有田川町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 53 号 令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2
号）
- 日程第 10 議案第 54 号 令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 11 議案第 55 号 令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 56 号 令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 57 号 令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 14 議案第 58 号 令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 15 議案第 59 号 令和元年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 60 号 令和元年度有田川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 61 号 平成 3 0 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 62 号 平成 3 0 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 19 議案第 63 号 平成 3 0 年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 20 議案第 64 号 平成 3 0 年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 21 議案第 65 号 平成 3 0 年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認

- 定について
- 日程第22 議案第66号 平成30年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第67号 平成30年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第68号 平成30年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第69号 平成30年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第70号 平成30年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第71号 平成30年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第72号 平成30年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第73号 平成30年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第74号 平成30年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第75号 平成30年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第76号 平成30年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第77号 平成30年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第34 議案第78号 有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第79号 有田川町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第80号 有田川町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について
- 日程第37 議案第81号 有田川町特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第38 議案第82号 有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第83号 有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第84号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第41 議案第85号 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第42 議案第86号 有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第43 議案第87号 有田川町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第44 議案第88号 有田川町道路線の認定について

日程第45 議案第89号 財産の取得について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堀江 眞智子	2番	増谷 憲
3番	椿原 竜二	4番	中島 詳裕
5番	星田 仁志	6番	片畑 進之
7番	谷畑 進	8番	小林 英世
9番	林 宣男	10番	殿井 堯
11番	佐々木 裕哲	12番	岡 省吾
13番	森谷 信哉	14番	新家 弘
15番	湊 正剛	16番	亀井 次男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（1名）

6番 片畑 進之

5 会議録署名議員

1番 堀江 眞智子 16番 亀井 次男

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町長	中山 正隆	副町長	坂頭 徳彦
住民税務部長	山田 展生	福祉保健部長	前久保 眞次
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	森 田 栄一	建設環境部長	鈴木 幸敏
総務課長	竹 中 幸生	財務課長	中 屋 正也
企画調整課長	細 野 正人	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	井 上 光生	監 査 委 員	服 部 眞悟

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局 長 一ツ田 友也 書 記 細 野 鶴子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

6番、片畑進之君から、おくれるとの連絡がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、第3回有田川町議会定例会が成立いたしました。

ただいまから、令和元年第3回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時31分

○議長（殿井 堯）

会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名します。1番、堀江眞智子君、16番、亀井次男君を指名いたします。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（殿井 堯）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

8月28日に開催された議会運営委員会の結果について御報告をお願いします。

議会運営委員会委員長、森谷信哉君。

○議会運営委員長（森谷信哉）

改めまして、おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告申し上げます。

去る、8月28日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から9月19日までの17日間と決定させていただきました。なお、一般質問は12日、13日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第5から日程第45までの、報告3件、議案38件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第5、報告第17号から日程第7、報告第19号について、議案審議を本日お願いいたします。

この会期、日程等に御賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（殿井 堯）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月19日までの17日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月19日までの17日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告3件、議案38件であります。

また、本日の説明員は町長ほか13名であります。

次に、監査委員より、令和元年5月、6月、7月分の例月現金出納検査結果報告書及び平成30年度と令和元年度の有田川町水道事業会計例月現金出納検査結果報告書をお手元に配付していますので、報告いたします。

また、平成30年度一般会計及び各特別会計の決算認定にかかる説明資料をお手元に配付していますので、申し添えておきます。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 閉会中の所管事務調査報告について……………

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

閉会中に産業建設住民常任委員会による視察研修が実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員長（谷畑 進）

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、報告させていただきます。

7月25日から26日にかけて、岡山県西粟倉村と鳥取県八頭町で産業建設住民常任委員会の行政視察を行いました。西粟倉村は岡山県と鳥取県の県境に位置し、人口1,456人、面積は57.97平方キロメートル、うち93%が森林で、そのうち84%が人工林です。

平成20年度より、百年の森林構想を着想し、百年の森林創造事業として、個人所有の森林を10年間、村役場で預かって管理を行い、すべての経営リスクを引き受けて、ひとまとめにして管理を行っています。民間と森林組合と行政の役割分担を明確にするという考えのもと、森林所有者の費用負担はなく、施行は森林組合が行い、費用は村が負担し、木材の販売金は経費を差し引いた後、所有者2分の1、村2分の1

の分配としています。

村が一括管理することで、低コストで効率的な森林整備が可能となり、レーザー航測を用いて路網整備等を計画しています。また、村営建造物はすべて管内の木を利用するようしているとのことでした。

八頭町は、鳥取市より車で約30分のところに位置し、人口は現在約1万7,000人弱、面積206.71平方キロメートルで、うち80%が山林という典型的な中山間地域であります。

町では、地方創生交付金で空き施設を活用した、産業創出プランとして廃校を活用して、情報関連企業などのサテライトオフィスなどの誘致により、クリエイターや起業家が活躍、発信できるまちを創設しています。

今回、視察した隼小学校は、平成6年竣工、平成28年度廃校、鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積約2,100平方メートルの学校跡を、隼Lab.として民間の株式会社シーセブンハヤブサに委託して、人が集い、遊び、学び、働き、楽しめるというコンセプトを地域や企業、行政が一体となり、新たな産業、雇用を創出する場をつくっています。若者達を中心となり、休んだ施設がよみがえり、町が活気に満ちています。

他に4校、廃校がありますが、再利用として中学校を小学校に、福祉施設に、また民間利用で製造業や農家民泊施設にしているということでした。

我が町も、廃校、廃施設の未来を前向きに考えなければなりません。また、旧田殿保育所の利活用にも期待し、応援していかなければならない。

それから、我が町の未来の森林を考えるべく、森林環境税を活用した事業に期待したいと思います。

以上で産業建設住民常任委員会の行政視察の報告を終わります。

○議長（殿井 堯）

以上で閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

お諮りします。

日程第5から日程第45までの報告3件、議案38件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第45までの報告3件、議案38件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

それでは令和元年9月3日、第3回有田川町議会定例会、提案理由説明を申し上げたいと思います。

本日、ここに令和元年第3回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、ただいま、上程されました議案について、御説明申し上げます。

報告第17号は、令和元年度有田川町一般会計補正予算第2号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、5月及び6月の豪雨により災害が発生し、緊急に災害復旧事業等を実施し、住民の生活の安全を確保する必要が生じたために、早急に予算処置を講じたものであります。補正額は歳入歳出それぞれ1,459万6,000円を追加し、補正後の予算総額は、158億5,685万1,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債を充てることしております。

報告第18号は、令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、8月3日発生 of 雷の影響による停電により、当該施設の電気設備に障害が発生し、早急に復旧する必要が生じたために、早急に予算処置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ275万4,000円を追加し、補正後の予算総額は3,126万1,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、基金繰入金を充てることしております。

報告第19号は、平成30年度有田川町財政健全化判断比率等についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の経営の健全化を表す資金不足比率を算出し、監査委員の意見を付した上で議会に報告するものであります。

議案第52号は、令和元年度有田川町一般会計補正予算第3号であります。今回の補正の主なものは、共通するものとして、4月の職員の人事異動による配置がえに伴い、各科目において職員給与費等の増減補正を行っています。給与費以外の主なものといたしましては、2款総務費の行政局及び出張所費では、非常勤職員報酬を147万7,000円減額し、臨時雇賃金として149万8,000円を、電子計算費では自治体ポイント啓発パンフレット印刷製本費として165万円を、情報通信基盤施設費では、施設設備管理委託料として460万4,000円を、共聴施設整備事業費では、テレビ共同視聴施設整備事業補助金として73万9,000円を、地方創生推進交付金事業では、アニメの世界とボクらの未来プロジェクト事業として1,170万5,000円を、地方創生拠点整備交付金事業では、近未来型拠点交流施設整備事業として1億8,785万6,000円を、徴税費の賦課徴収費では、納期前完納報奨

金を214万円減額し、3款民生費の障害者福祉費では、プログラム変更委託料として220万円を、平成30年度の精算に係る国・県負担金等の返納金として1,343万3,000円を、老人福祉費では、平成30年度の精算に係る国・県補助金等の返納金として85万8,000円を、介護保険事業特別会計の繰出金として163万2,000円を、また、後期高齢者医療特別会計の繰出金を243万6,000円減額し、児童福祉総務費では子どものための教育保育給付費などの平成30年度の精算に係る国・県負担金の返納金として702万円を、児童措置費では、児童手当国庫補助金返納金などとして1,253万5,000円を、保育所費では、二川保育所解体撤去事業として2,100万円を、4款衛生費の保健衛生総務費では、電算委託料として220万円を、平成30年度の精算に係る国・県補助金等の返納金として229万4,000円を、保健センター費では、町民の方から、保健センターの運動器具などの購入に役立ててほしいと50万円の御寄附をいただきましたので、備品購入費として50万円を、じん芥処理費では、ごみ置場設置補助金として160万円を、上水道施設費では、簡易水道事業特別会計の繰出金として1,014万円を、6款農林水産業費の農業振興費では、公用車の自動車購入費として156万円を、畜産業費では、畜産経営環境整備事業補助金として435万円を、農地費では、修繕料として142万2,000円を、ハザードマップ作成業務委託料として1,800万円を、ため池の解体撤去工事費として200万円を、排水事業費では、農業集落排水事業特別会計繰出金372万3,000円を減額し、8款土木費の県営事業負担金では、和歌山県工事負担金として、288万7,000円を、公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金として2,554万6,000円を、9款消防費の消防施設費では、備品購入費として194万2,000円を、10款教育費の事務局費では、学校施設不用品・廃液調査委託料として42万9,000円を、小学校費では、八幡小学校トイレ大規模改造事業として7,193万3,000円を、社会教育費の文化財保護費では、用水路防災工事費として219万8,000円を、図書館費では、一部経費を2款総務費の地方創生拠点整備交付金事業へ振りかえるため、需用費で745万2,000円、委託料で3,890万1,000円をそれぞれ減額し、また、社会教育施設費でも一部経費を地方創生拠点推進交付金事業へ振りかえるため、備品購入費で216万円を減額し、11款災害復旧費の公共土木施設災害復旧費では、機械器具借上料として100万円と、工事請負費として100万円を、13款諸支出金の基金費では、基金利子積立金として2,500万円を、14款予備費に1,000万円を計上し、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3億8,440万7,000円を追加し、補正後の予算総額は、162億4,125万8,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、町税、国及び県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などを充てるとともに、臨時財政対策債などを減額することにいたしております。また、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。



議案第53号は、令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置がえに伴う職員給与費等として35万6,000円を、平成30年度精算に伴う保険給付費等交付金の返還金として805万9,000円を計上し、予備費に593万2,000円を計上した結果補正総額は、1,435万1,000円を追加し、補正後の予算総額は、36億6,477万7,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、繰越金及び諸収入を充てるとともに、繰入金を減額することにいたしております。

議案第54号は、令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置がえに伴う職員給与費等として243万6,000円を減額した結果、補正総額は、243万6,000円を減額し、補正後の予算総額は7億3,262万4,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、一般会計からの繰入金を減額することにいたしております。

議案第55号は、令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置がえに伴う職員給与費等として107万6,000円を、総務費の一般管理費では、プログラム変更委託料として93万5,000円を、国庫交付金等の前年度精算に伴う返納金として、2,584万2,000円を補正した結果、補正総額は2,794万1,000円を追加し、補正後の予算総額は33億344万6,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては国庫支出金、繰入金、繰越金を充てることにいたしております。

議案第56号は、令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、人事異動による配置がえに伴い職員給与費等として3万4,000円を減額するとともに、総務費では地方公営企業法適用支援業務委託料として54万5,000円を、簡易水道事業消費税の公課費として110万9,000円を、施設費の水道施設管理費では、修繕料として600万円を、公債費では過疎対策事業債の元金償還金として252万円を補正した結果、補正総額は、1,014万円を追加し、補正後の予算総額は6億2,405万8,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金を充てることにいたしております。

議案第57号は、令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、人事異動による配置がえに伴い、職員給与費等として8万3,000円を減額するとともに、総務費では地方公営企業法適用支援業務委託料として54万5,000円を、公債費では過疎対策事業債の元金償還金として2,811万6,000円を、下水道事業債の利子償還金として303万2,000円を減額補正した結果、補正総額は2,554万6,000円を追加し、補正後の予算総額は19億4,645万1,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、

一般会計からの繰入金を充てることにいたしております。

議案第58号は、令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は人事異動による配置がえに伴い、職員給与費等として372万3,000円を減額し、補正後の予算総額は2億9,588万円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金を減額することによりいたしております。

議案第59号は、令和元年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、非常用発電機の購入費などとして43万2,000円を補正した結果、補正後の予算総額は247万6,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金を充てることにいたしております。

議案第60号は、令和元年度有田川町水道事業会計補正予算第1号であります。今回の補正は、業務の予定量の補正、資本的支出の補正、及び債務負担行為の補正を行うものであります。補正総額は、資本的支出の建設改良事業費に200万円を追加し、補正後の予算総額は4億471万1,000円と相りました。

続いて、議案第61号から議案第77号までの17議案につきましては、平成30年度有田川町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。その概要につきましては、会計管理者及び建設環境部長より説明させることにいたします。

議案第78号は、有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、氏に変更があった者の旧氏を住民票等に併記することができることとした住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、有田川町印鑑条例においても、旧氏の印鑑登録及び印鑑登録証明書への記載を追加するとともに、関係法令条項を改めるものであります。

議案第79号は、有田川町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、子ども・子育て支援法の一部が改正され、10月1日から実施される、幼児教育・保育の無償化及び、子ども・子育て支援新制度に対応するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第80号は、有田川町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令により、今般の幼児教育・保育の無償化の対象に該当する、教育・保育給付認定子どもに関する利用者負担額をゼロ円とするほか、多子軽減のカウント対象児の追加などの改正が行われており、その内容に即した条例が必要となったため、本条例を制定するものであります。

議案第81号は、有田川町特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例を廃止する条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法の一部が改正され、本年10月1日から施行されることから、今般、有田川町教育・保育給付に係る利用者負担額

に関する条例を制定するため、本条例を廃止するものであります。

議案第 8 2 号は、有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する府令が、令和元年 5 月 3 1 日に公布されたことにより、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、用語の整理、その他所要の改正の必要が生じたため本条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 3 号は、有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成 3 1 年 3 月 2 9 日公布されたことにより、従来の基準の内容の一部緩和する改正の必要が生じたため条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 4 号は、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され令和元年 1 0 月 1 日から施行されることに伴い、有田川町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。改正の内容は消防法第 1 1 条第 1 項の規定に基づく、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務手数料の一部改正であります。

議案第 8 5 号は、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 1 4 日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。改正の内容は、成年被後見人又は被保佐人を消防団員の欠格条項から削除する等の改正であります。

議案第 8 6 号は、有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。水道法の一部を改正する法律が令和元年 1 0 月 1 日に施行され、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されることから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 7 号は、有田川町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、専門職大学の前期課程の修了者を、短期大学の卒業者と同等に扱うこととするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 8 号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字下津野地内の町道 1 0 1 6 号線、延長 1 6 3 . 7 8 メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第89号は、財産の取得についてであります。小型動力ポンプ付積載車購入について、令和元年8月8日、指名競争入札に付したところ、有田川町小島297番地1、株式会社山口商会、和歌山有田営業所、営業所長、大屋貴稔氏が落札いたしましたので、734万4,000円で物品購入契約を締結するに当たり、有田川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（殿井 堯）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明をお願いします。

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

それでは、私から、議案第61号から議案第76号までの、平成30年度一般会計及び特別会計の決算につきまして、補足説明させていただきます。

なお、決算の状況につきましては、決算書及び主要施策の成果報告書に、詳細に記載されておりますので、概要のみの説明とさせていただきます。決算書の歳入歳出事項別明細書につきましては、前年度からの繰越明許費は、現年度と同じ予算科目に、合算しております。また、備考欄の課等の名称表示につきましては、原則、予算要求課等の表示となっております。例えば、消防本部の執行ですが、全て消防総務課の表示となっております。御了承よろしくお願いたします。

お手元に、配付させていただいております、平成30年度有田川町一般会計特別会計決算説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。なお、この資料の金額は、千円単位で、比率や割合につきましては、小数点以下第1位となっております。原則として、表示数値未満四捨五入ですが、一部調整しておりますので、以上あわせてよろしくお願いたします。

それでは、1ページの決算総括表を、ごらんください。一般会計と15の特別会計の歳入歳出決算状況でございます。表の一番下ですが、一般会計と特別会計の予算現額合計273億6,508万8,000円に対しまして、歳入決算額合計は、265億1,210万8,000円で、予算現額に対する収入率は、96.9%となっております。

次に、歳出ですが、歳出決算額合計は、257億8,371万1,000円で、予算現額に対する執行率は、94.2%となっております。

歳入歳出差引額の合計は、7億2,839万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源の合計2億3,536万9,000円を差し引きいたしました実質収支額は、4億9,302万8,000円となっております。

次に2ページをお願いいたします。議案第61号、有田川町一般会計歳入歳出決算から御説明申し上げます。まず、2ページの一般会計歳入決算状況をごらんください。歳入合計は、160億4,201万円で、前年度と比較して5億6,897万2,000円、率にして3.7%の増となっております。増減の主なものを申し上げますと、増額では、18款繰入金の8億4,987万3,000円で、主な要因は銀行等融資資金繰上償還金に充当した減債基金繰入金によります。次に、20款諸収入の5,512万8,000円で、主な要因は、雑入で高石市ふるさと村体験施設解体事業委託金の増額などによります。次いで、6款地方消費税交付金2,683万3,000円の増額となっています。

一方、減額では、10款地方交付税の1億1,628万5,000円で、主な要因は、普通交付税合併算定替の段階的な減額、基準財政収入額の地方消費税などの増などによります。次に、14款国庫支出金の1億664万5,000円で、主な要因は、道路橋りょう社会資本整備総合交付金事業の減額などによります。次に、21款町債9,200万円で、主な要因は、合併特例事業債の減額などによります。次に、17款寄附金の6,784万3,000円で、主な要因は、ふるさと応援寄附金の減収によります。

また、歳入に占める割合で最も高いのが、10款地方交付税の40.9%、次に、1款町税の18.7%、次に、15款県支出金の7.5%、次いで、21款町債の7.0%の順となっております。歳入総額のうち、自主財源は54億1,923万9,000円で、前年度と比べて8億4,824万5,000円、率にして18.6%の増となっております。18款繰入金と、20款諸収入の増額が主な要因でございます。

また、自主財源の構成比としては33.8%で、前年度と比較して、プラス4.3ポイントとなっております。これは、全体的な決算規模が増額となりましたが、その主な要因が繰入金や諸収入などの自主財源であったことによります。

次に3ページ、一般会計歳出決算状況をごらんください。歳出合計は154億5,930万4,000円で、前年度と比較して3億8,535万5,000円、率にして2.6%の増となっております。増減の主なものを申し上げますと、増額では12款公債費の5億2,307万6,000円で、主な要因は銀行等融資資金の繰上償還を6億3,144万円余り行ったことなどによります。次に、11款災害復旧費の3億933万9,000円で、主な要因は9月に上陸した台風21号の影響などによる、農林水産業施設、公共土木施設、文教施設、その他公共施設災害復旧費が増額となったことによります。次に、9款消防費の7,058万3,000円で、主な要因は清水消防署消防ポンプ自動車更新に伴う購入費などによります。

一方、減額では、13款諸支出金の3億6,251万4,000円で、主な要因は減債基金、公共施設整備基金、ふるさと応援基金の積立金の減額などによります。次に、8款土木費の1億4,612万2,000円で、主な要因は道路新設改良費の減

額などによります。次に、6款農林水産業費の7,345万2,000円で、主な要因は農村総合整備事業の減額などによります。

また、収支の状況につきましては、3ページの下の表であります。歳入歳出差引額5億8,270万6,000円、翌年度へ繰り越すべき財源2億3,388万円を差し引きいたしました、実質収支額は3億4,882万6,000円となっており、前年度と比較して250万1,000円、率にして0.7%の減となっております。

次に、4ページをごらんください。議案第62号、有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。平成30年度から広域化により予算科目が大幅に変わっておりますので、前年度の比較は難しくなっております。御了承ください。歳入の主なものは、1款国民健康保険税9億33万1,000円、4款県支出金23億8,457万円、6款繰入金2億7,342万5,000円で、歳入合計36億4,139万5,000円となっております。歳出の主なものは、2款保険給付費23億3,927万2,000円、3款国民健康保険事業費納付金10億1,899万4,000円で、歳出合計35億5,570万円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに同額の8,569万5,000円となっております。

次に、5ページをごらんください。議案第63号、有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款保険料5億7,982万5,000円、3款国庫支出金8億2,666万4,000円、4款支払基金交付金7億8,630万6,000円で、歳入合計31億9,389万4,000円となっております。歳出の主なものは、2款保険給付費27億9,555万4,000円で、歳出合計31億4,960万2,000円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに同額の4,429万2,000円となっております。

次に、6ページをごらんください。議案第64号、有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款保険料2億3,391万6,000円、3款繰入金4億7,594万9,000円で、歳入合計7億4,687万7,000円となっております。歳出の主なものは、2款後期高齢者医療納付金6億9,083万7,000円で、歳出合計7億3,796万円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに同額の891万7,000円となっております。

次に、7ページをごらんください。議案第65号、有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、2款使用料及び手数料1億8,122万6,000円、5款繰入金3億4,723万6,000円、8款町債7,200万円で、歳入合計6億1,702万円となっております。歳出の主なものは、2款施設費2億6,007万2,000円、3款公債費3億358万9,000円で、歳出合計6億1,267万6,000円となっております。歳入歳出差引額434万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源148万9,000円を差し引きいたしました、実質収支額は285万5,000円となっております。

次に、8ページをごらんください。議案第66号、有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、3款繰入金2億3,344万6,000円で、歳入合計2億8,965万8,000円となっております。歳出の主なものは、2款施設費1億975万5,000円、3款公債費1億5,138万1,000円で、歳出合計は、2億8,965万8,000円となっております。歳入歳出差引額、実質収支額はともにゼロ円となっております。

次に、9ページをごらんください。議案第67号、有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入・歳出合計額は、ともに175万2,000円で、歳入歳出差引額と実質収支額はともにゼロ円となっております。

次に、議案第68号、有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入・歳出合計額は、ともに807万1,000円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、ともにゼロ円となっております。

次に、10ページをごらんください。議案第69号、有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款使用料及び手数料5,185万9,000円で、歳入合計6,382万2,000円となっております。歳出は、総務費の6,382万2,000円となっており、歳入歳出差引額と実質収支額は、ともにゼロ円となっております。

次に、議案第70号、有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入・歳出合計額は、ともに438万6,000円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、ともにゼロ円となっております。

次に、11ページをごらんください。議案第71号、有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、3款国庫支出金3億8,434万5,000円、6款繰入金5億4,272万7,000円、9款町債7億4,660万円で、歳入合計18億9,986万6,000円となっております。

歳出の主なものは、2款施設費12億6,902万円、3款公債費4億7,868万9,000円で、歳出合計も18億9,986万6,000円となっており、歳入歳出差引額と実質収支額は、ともにゼロ円となっております。

次に、12ページをごらんください。議案第72号、有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入・歳出合計額はともに3万9,000円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、ともにゼロ円となっております。

次に、議案第73号、有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計41万2,000円に対し、歳出は1万8,000円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに同額の39万4,000円となっております。

次に、議案第74号、有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計191万9,000円に対し、歳出は4万2,000円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに同額の187万7,000円となっております。

次に、13ページをごらんください。議案第75号、有田川町八幡山林財産区管理  
会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計87万4,000円に対し、歳出合  
計78万5,000円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに同額の8万9,0  
00円となっております。

次に、議案第76号、有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でご  
ざいます。歳入合計11万3,000円に対し、歳出は3万円で、歳入歳出差引額と実  
質収支額は、ともに同額の8万3,000円となっております。

以下、14ページは町税などの収納状況、15ページは一般会計繰出金の状況、1  
6ページ、17ページは基金の繰入金金の状況、18ページ、19ページは町債の借り  
入れ状況、20ページ、21ページは、2ページの一般会計歳入の明細で、22ペー  
ジ、23ページは、3ページの一般会計歳出の明細でございます。

また、決算書の526ページからは、財産に関する調書となっており、公有財産、  
物品、基金に係る、決算年度中の増減及び決算年度末現在高を記載しておりますので、  
御参照いただきたいと存じます。

以上で、一般会計及び特別会計に係る、決算の補足説明を終わらせていただきます。  
御審議の上、御認定賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。私からは議案第77号、平成3  
0年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明させていた  
だきます。

決算書の1ページをごらんください。まず、収益的収入及び支出につきましては、  
収入の部では、第1款水道事業収益は、4億8,346万5,811円です。内訳と  
しましては、第1項の営業収益4億197万2,557円、第2項の営業外収益8,  
149万3,254円でございます。支出の部では、第1款水道事業費用といたしま  
しては3億6,900万7,580円です。内訳といたしましては、第1項の営業費  
用として3億3,959万9,526円、第2項の営業外費用として2,940万8,  
054円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の部では、第1款資本的収入とい  
たしまして、2億1,585万888円でございます。内訳といたしましては、第1  
項の工事負担金2億1,585万888円でございます。支出の部では、第1款、資  
本的支出といたしまして、3億3,466万7,345円でございます。内訳といた  
しましては、第1項の建設改良費2億7,600万2,877円、第2項企業債償還  
金5,866万4,468円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し1億1,8  
81万6,457円不足いたしますが、これにつきましては過年度分損益勘定留保資



金10万2,335円、当年度分損益勘定留保資金9,525万8,421円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額445万5,701円、積立金取崩額1,900万円により補填をさせていただいております。

続きまして、3ページから10ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表であります。この中で、4ページの剰余金計算書の右側の利益剰余金の中ほどにあります繰越利益剰余金968万1,764円と当年度変動額1億2,865万5,877円を合計いたしました1億3,833万7,641円が当年度未処分利益剰余金となります。

また、5ページの剰余金処分計算書（案）については、議決をいただく事項でございますが、当年度未処分利益剰余金1億3,833万7,641円の中より、資本的収支不足額の補填のために積立金を取り崩した1,900万円を資本金に、1億円を建設改良積立金とし、残額1,933万7,641円は令和元年度への繰越利益剰余金とさせていただいておりますので御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、11ページから28ページまでは決算附属書類並びに参考資料でございます。御確認のほどよろしくお願いいたします。

以上で簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（殿井 堯）

ほかに補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員より日程第17、議案第61号から、日程第33、議案第77号までの平成30年度各会計の監査報告をお願いいたします。

代表監査委員、服部眞悟君。

○監査委員（服部眞悟）

ただいま、平成30年度決算について審査意見を求められましたので、御報告申し上げます。

決算審査は、佐々木監査委員とともに、去る7月18日に地方公営企業法の規定に基づき、水道事業会計の決算について、また7月25日から30日まで地方自治法の規定に基づき一般会計、特別会計の決算及び基金の運用状況を審査いたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算内容及び会計事務の処理については、適正に処理されており、繰越明許費を除き所期の成果を得たものと認められました。

なお、本審査中に改善を求めた軽微な事項については、すみやかに改善の措置を講じるよう要望します。

それでは、議案第61号、有田川町一般会計歳入歳出決算の認定についての決算書の後ろに添付されております審査意見書に沿って説明させていただきます。なお、数値については、万円単位で説明させていただきます。

まず、有田川町全体の総括について申し上げます。審査意見書の2ページをごらんください。一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、表1記載のとおり歳入歳出差引額で7億2,840万円の黒字となっています。繰越明許費の財源として、2億3,537万円が必要であるため、実質収支額は表3のとおり4億9,303万円の黒字となりました。

次に、一般会計の財政構造について申し上げます。3ページをごらんください。歳入を財源別に見ますと、表4のとおり自主財源が33.7%、依存財源が66.3%であり、自主財源は昨年を4.3ポイント上回りました。しかしながら、現状では依然として財政基盤の安定性と行政活動の自立性が確保されているとは言いがたい状況となっています。

次に5ページをごらんください。表6、性質別歳出状況では、義務的経費につきましては、公債費において地方債の繰上償還を実施した等により、前年度より5億2,308万円増加しております。投資的経費につきましては、前年度とほぼ同額であります。その他の経費については基金積立金の減少等により2億333万円の減少となっています。

次に6ページをごらんください。表7のとおり、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、93.0%と前年度比3.1ポイント増加しております。この指標は低いほど財政構造の弾力性があると言えます。また、公債費による財政負担の程度を示す指標である実質公債費比率は、前年度に比べ1.3ポイント増加し、12.6%となっております。平成29年度和歌山県内の町村平均である9.2%に比べると、かなり高くなっております。

以上の各指標等から勘案するに、財政構造の硬直化が進んでいると言わざるを得ない状況であり、今後は、次世代への負担を考慮した健全な財政運営が求められます。

次に、一般会計の決算について申し上げます。7ページ以降に詳細を記載しております。決算の歳入総額から歳出総額を差引いた形式収支額は、表9のとおり、5億8,271万円の黒字となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が2億3,388万円ありますので、これを除いた実質収支額は3億4,883万円の黒字となっています。

次に、町債の状況については、表10のとおり平成30年度末残高が、19億3,680万円であり、前年度末からは19億4,470万円の減少となっております。今後も、適切でかつ計画的な地方債の活用と、残高の削減に努め、健全な財政運営が図られるよう期待いたします。

次に、基金の残高状況につきまして、8ページをごらんください。平成30年度末

現在高は表 1 1 のとおり 1 2 1 億 7, 6 5 9 万円で、前年度末から 6 億 9 4 1 万円減少しております。基金の運用については、安全かつ有利であるということを第一に考え、適正な管理、運用に努めていただきたいと思います。

なお、歳入歳出の予算科目ごとの審査内容につきましては、9 ページから 2 1 ページを後ほど、ごらんいただきたいと思います。

次に、特別会計の決算について申し上げます。2 ページにお戻りいただきたいと思います。平成 3 0 年度の各特別会計全体の歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は表 1 のとおり、1 億 4, 5 6 9 万円の黒字となっており、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源が 1 4 9 万円ありますので、実質収支額は表 3 のとおり、1 億 4, 4 2 0 万円の黒字となっています。

各特別会計別の状況については、2 2 ページから 3 8 ページに記載しておりますが、主な特別会計について概要を御報告申し上げます。

2 2 ページをごらんください。国民健康保険事業特別会計につきましては、表 4 3 のとおり、実質収支は 8, 5 7 0 万円の黒字となっております。平成 3 0 年度は国民健康保険制度改革により、財政運営の責任主体が和歌山県となったこと等により、決算内容も大きく変化しております。国保税の徴収状況については、表 4 5 のとおり収入未済額が昨年より減少し、積極的な徴収への取り組みの成果であると思われませんが、さらなる徴収率の向上と累積滞納額の削減に、より一層の努力を望みます。また今後も、高齢化による医療費の増加が懸念されることから、関係各所と連携を図り、町民の健康管理意識を高め、啓発や知識の普及を図られるよう望むものであります。

次に 2 5 ページをごらんください。介護保険事業特別会計につきましては、表 4 8 のとおり、実質収支は 4, 4 2 9 万円の黒字となっております。介護保険料の徴収状況については、表 4 9 のとおり収入未済額が前年より減少しており、徴収への取り組みの成果であると思われれます。今後も被保険者の実態を把握のうえ、適切な対策を講じられるよう要望いたします。また、町民が健康で長寿でいられるよう、要介護とならないための予防事業として、地域支援事業の推進を図られるよう望むものであります。

続きまして、3 5 ページをごらんください。公共下水道事業特別会計につきましては、平成 2 1 年 4 月から順次、供用が開始されており、当該区域内における接続率は 6 0. 4 % と順調に推移しております。

次に 3 7 ページをごらんください。事業の財源となる地方債の現在高につきましては、表 7 3 のとおり、平成 3 0 年度末残高が 8 8 億 3, 6 5 8 万円であり、昨年度から 3 億 6, 8 9 9 万円増加しております。今後も事業推進のため、地方債発行による償還額の増加は否めず、厳しい経営状況が予測されることから、早期接続を推進するとともに、負担金や使用料については、滞納額を発生させないよう、より一層の努力を望みます。

その他の特別会計につきましては、審査意見書に記載しておりますので省略させていただきます。

最後に、一般会計及びすべての特別会計における実質収支に関する調書、財産に関する調書につきましては審査意見書39ページから40ページに記載のとおりであり、基金の運用についても、目的どおり活用されているものと認められます。

以上をもちまして、一般会計並びに各特別会計の報告を終わらせていただきます。

引き続き、水道事業会計について申し上げます。審査に付されました水道事業の決算諸表は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成されております。事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されており、その数値についても適正であると認められます。

以下、お手元の議案第77号、有田川町水道事業会計剰余金処分及び決算の認定についての決算書の後ろに添付されております審査意見書に沿って説明いたします。

審査意見書1ページをごらんください。経営成績につきましては、収益的収支のうち水道事業収益は4億5,263万円、水道事業費用は3億4,297万円、差引純利益は1億966万円となり、前年度に比べ1,677万円の減益となっております。一方、資本的収支については、資本的収入2億1,585万円、資本的支出3億3,467万円となっております。この不足額につきましては、損益勘定留保資金、建設改良積立金などにより補てんされております。

次に、給水状況でございます。3ページをごらんください。表2のとおり、前年度に比べ、年間配水量は増加していますが、年間有収水量は減少し、有収率は70.9%と前年度に比べ4.6ポイント低下しております。

次に未収金の状況でございます。5ページをごらんください。表6のとおり、未収金の主なものは公共下水道事業特別会計からの工事負担金2億1,193万円であります。非常に大きい金額ではございますが、地方公営企業には出納整理期間がないため未収金に計上しているものであり、公共下水道事業特別会計側の出納整理期間中に全額収納済みとなっております。また、水道料金の収納率は97.9%となり前年度より0.9ポイント減となっております。利用者負担の原則から引き続き未収金解消に努めていただきますようお願いいたします。

その他、詳細につきましては、決算審査意見書及び別表として財務状況等を示しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、水道事業会計の報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、報告第19号、平成30年度有田川町財政健全化判断比率等の審査結果について御報告いたします。各比率並びにこれらの算出過程は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、正確であると認められます。報告書の後ろに添付されております審査意見書に、各比率の詳細を記載しておりますので、その概要を申し上げます。

審査意見書の2ページをごらんください。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、全ての会計において黒字であり、赤字比率はございません。実質公債費比率につきましては、12.6%となっており、前年度11.3%と比較して1.3ポイント増加しております。3ページの将来負担比率につきましては、8.6%となっており、前年度15%と比較して6.4ポイント減少しております。

最後に、3ページから4ページにかけての公営企業会計の資金不足比率につきましては、各会計とも資金不足は発生しておりませんが、一般会計からの繰入金に依存していることから、今後はこれらの抑制に努め、受益者負担や独立採算を原則とした思考で努力されることを期待いたします。

各比率は、健全な数値ではあるものの、一般会計では歳入のうち約4割を地方交付税に依存している状況であり、これら指標の動向を十分注視し、より一層の歳入の確保及び歳出削減に向けた取り組みを図るとともに、地方債現在高の抑制に努め、健全な財政運営をされることを要望します。

以上、各会計決算の審査意見及び財政健全化判断比率等審査結果の報告を行いました。今後とも、より一層の財政健全化を志向し、町民の信頼にこたえるための行政運営をお願い申し上げまして、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

以上で、監査委員の報告が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩中に、3階中会議室において、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

休憩 10時51分

再開 13時24分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

……………日程第5 報告第17号……………

○議長（殿井 堯）

日程第5、報告第17号、専決処分承認を求めることについて。令和元年度有田川町一般会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第6 報告第18号……………

○議長（殿井 堯）

日程第6、報告第18号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

質疑をさせてもらいます。

8月3日発生の雷の影響の停電ですね、275万4,000円の専決処分ということなんですけども、昨年9月の台風で、その反省をして、しみず園のほうに自家発電機を設置するという事業を、今、進めてもらっていると思うんですけども、この状況と、あと完成予定をお聞かせいただけますか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

自家発電設備については、設計管理の入札を終えて、9月末までに設計が上がってきます。工事について、随時入札を行い、3月末の完成を目指しております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第 7 報告第 19 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 7、報告第 19 号、平成 30 年度有田川町財政健全化判断比率等についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第 17、議案第 61 号から、日程第 33、議案第 77 号までを先に審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第 17、議案第 61 号から、日程第 33、議案第 77 号までを先に審議することに決定しました。

お諮りします。日程第 17、議案第 61 号から、日程第 33、議案第 77 号までの 17 件を一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

日程第 17、議案第 61 号から、日程第 33、議案第 77 号までの 17 件を一括議題といたします。

……………日程第 17、議案第 61 号から、日程第 33、議案第 77 号……………

○議長（殿井 堯）

一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題になっています議案第 61 号から、議案第 77 号までの 17 件について、14 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号から、議案第77号までの17件については14人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することを決定しました。

お諮りします。ただいま設置することに決定しました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、議長において指名させていただきます。堀江眞智子君、増谷憲君、椿原竜二君、中島詳裕君、星田仁志君、片畑進之君、谷畑進君、小林英世君、林宣男君、岡省吾君、森谷信哉君、新家弘君、湊正剛君、亀井次男君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した14人を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。このままお待ちください。

~~~~~

休憩 13時30分

再開 13時30分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会より、正副委員長の互選の結果の報告がありました。委員長に小林英世君、副委員長に星田仁志君が選任されましたので御報告いたします。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程44、議案第88号を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第44、議案第88号を先に審議することに決定しました。

……………日程第44 議案第88号……………

○議長（殿井 堯）



日程第44、議案第88号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題になっています議案第88号、有田川町道路線の認定については、産業建設住民常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号、有田川町道路線の認定については産業建設住民常任委員会に付託して、審査することに決定しました。

お諮りします。

日程第8、議案第52号から日程第16、議案第60号まで、日程34、議案第78号から日程第43、議案第87号まで、及び日程第45、議案第89号を提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、9月12日木曜日、午前9時30分に開議します。よろしくお願いします。

~~~~~

延会 13時32分